

公益社団法人鹿児島県診療放射線技師会

管理士部会・研究会等に関する規程

(総則)

第1条 この規程は、公益社団法人鹿児島県診療放射線技師会（以下「本会」という。）における管理士部会・研究会等の活動ならびに結成に関する事項を定める。

(目的)

第2条 この規程は、管理士部会・研究会等の運営が健全に行われ、学術・技術の向上ならびに診療放射線技師相互の親睦が図られることを目的とする。

(各管理士部会及び各研究会)

第3条 各管理士部会は、定款細則第21条で定めた次の部会とする。

- (1) 放射線機器管理士部会
- (2) 放射線管理士部会
- (3) 医療画像情報精度管理士部会

2 各研究会は、定款細則第23条で定めた次の研究会とする。

- (1) 鹿児島 CT 研究会
- (2) 鹿児島 MRI 研究会
- (3) 鹿児島消化器画像研究会
- (4) 鹿児島乳腺画像研究会
- (5) 鹿児島超音波研究会
- (6) 鹿児島 X線撮影研究会
- (7) 鹿児島 AI 研究会

3 その他、定款細則第27条で定めた鹿児島さくら RT をおく。

(管理士部会長及び委員)

第4条 各管理士部会の目的を達成するため、理事会で選出した部会長を置く。

- 2 部会長は、本会の会員であり、当該管理士の資格を有すること。
- 3 部会長は、事業を決定する委員をおくことができる。
- 4 委員は本会の会員であり、2/3以上が当該管理士の資格を有すること。

(各研究会および鹿児島さくら RT 代表世話人及び世話人)

第5条 各研究会等の目的を達成するため、各世話人（各役員）の中から選出された代表世話人を置く。

- 2 代表世話人は、本会の会員であること。
- 3 代表世話人は、事業を決定する数名の世話人をおくことができる。
- 4 世話人の2/3以上が本会の会員であること。

(活動報告等)

第6条 各管理士部会・各研究会等においては、毎年度末までに活動計画、予算書、役員名簿（部会長代表者及び世話人等）及び活動報告を理事会に報告し承認を得なければならない。

- 2 活動は、活動計画に沿って、少なくとも年1回以上の活動を行わなければならない。
- 3 活動するにあたっては、起案書（別記様式）を1か月前までに学術理事に提出し、本会会長の承認を得なければならない。ただし、理事会までに期日が間に合わない場合は、会長の許可を持って執行することができる。
- 4 活動後の報告は、報告書（別記様式）を2週間以内に学術理事へ提出しなければならない。また、活動の様子を、本会発行の会誌またはニュース、ホームページ等へ掲載しな

なければならない。

- 5 活動の休止及び解散した場合には、速やかに理事会に報告しなければならない。

(活動計画及び予算)

第6条 各管理士部会・各研究会等は、年度末までに次期年度活動計画書とともに、予算書を提出しなければならない。

(参加者の区分)

第7条 参加者の区分は以下のとおりとする。

- 1 会員とは、診療放射線技師免許所持し当会入会の者とする。
- 2 非会員とは、診療放射線技師免許所持し、当会未入会の者とする。
- 3 一般とは、上記1から2以外の者とする。
- 4 当会非会員が講師・演者となる場合は、一般とする。

(参加費)

第8条 管理士部会・研究会等の参加費は、以下のとおりとする。

正会員	非会員	世話人	他職種	一般市民 学生	メーカー
無料 (500円*)	2000円	無料	無料	無料	1000円

*：県外会員。または外部講師を現地に呼ぶ場合など必要に応じて徴収する。

(講師費)

第9条 管理士部会・研究会等を開催する際の講師費については、役員等の報酬及び費用の支給に関する規程 第4条 事業協力者の報酬に準ずる。

(結成に関する申請)

第10条 研究会等を結成し、本会からの助成を受ける場合には、「研究会等の結成に関する申請書」(別記様式)に下記の事項を記入し、理事会に提出して承認を得なければならない。

- (1) 研究会等の名称
 - (2) 代表者または発起人の氏名・勤務先(複数の場合には全員記入のこと)
 - (3) 連絡先
 - (4) 会の主旨・目的(会則等)
 - (5) 世話人等事業を決定する役員の名簿
 - (6) 会の運営・参加費・会議等を含めた概略(過去1年間の実績)
- 2 前項第2号の代表者(発起人)および世話人の2/3以上が本会の会員であること。

(承認の取り消し)

第11条 運営中、本会の名誉等を著しく毀損した場合並びに第5条の報告等がない場合、理事会の決議により承認の取り消しを行うことができる。

(改廃)

第12条 この規程の改廃は、理事会の承認を得て総会で報告しなければならない。

附 則

- 1 この規程は、令和5年3月21日より施行する。
- 2 この規程は、令和7年3月2日より施行する。
- 3 この規程は、令和7年5月23日より施行する。